

生駒市規則第 26 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 6 月 14 日

生駒市長 小 紫 雅 史

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 5 第 1 項の表 5 の項中「、高山竹林園の所長」を削る。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。